



第5号様式（第10条）

山武市指令第1066号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 千葉県千葉市美浜区新港 249 番地 7

氏 名 千葉興産株式会社

代表取締役 飯田 寛弘 様

平成30年2月21日付けで申請のありました一般廃棄物 ^{収集運搬業} ~~処一分業~~ については、山武市廃棄

物の処理及び清掃に関する条例第30条第2項の規定により、次のとおり許可する。

平成30年2月21日

山武市長 椎 名 千 収



記

許 可 番 号	第 1 号	
事 業 の 範 囲	業の区分	収集運搬
	取扱廃棄物の種類	一般廃棄物のうち 可燃ごみ、カン類、ビン類、ダンボール類
事務所及び事業場の所在地	事業所	千葉県千葉市美浜区新港 249 番地 7
	事業場	千葉県東金市滝 442 番地
処理施設等の所在地	/	
処理施設の種類及び処理能力	/	
許 可 期 限	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	
許 可 条 件	<p>業務の遂行については、市の指示に従うこと。</p> <p>可燃ごみについては、東金市外三市町清掃組合で受け入れ可能なごみ（書類・紙くず・厨芥類）に限る。</p> <p>当該許可地域以外で収集した廃棄物を混合して運搬しないこと。</p> <p>許可区域は、山武市の処理及び清掃に関する条例別表第2に掲げる区域（成東地域）に限る。</p>	